

3. 財務の概要

(1) 予算資料について

収支予算書について

「収支予算書」は、学校法人会計基準に従い作成するもので、私立学校振興助成法（1975年法律第61号）第14条第2項に基づき、文部科学省等の所轄庁に北星学園の予算書類として届出る書類である。

①資金収支計算の目的(学校法人会計基準第6条)

当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金）の収入及び支出のてん末を明らかにするものである。

②事業活動収支計算の目的(学校法人会計基準第15条)

②-1 当該会計年度の次に掲げる活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにすること 1. 教育活動 2. 教育活動以外の経常的な活動 3. 1・2以外の活動

②-2 当該会計年度において基本金に組み入れる額を控除した諸活動に対応する、全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡を明らかにすること



- ②-1 区分経理 経常的な収支(教育活動収支+教育活動外収支)+特別収支
- ②-2 収支均衡 長期的な収支均衡⇒翌年度繰越収支差額
短期的な収支均衡⇒基本金組入前當年度収支差額(帰属収支差額)

③基本金とは(学校法人会計基準第29条・30条)

学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額。